

<プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案>

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が3月9日、閣議決定されました。同法律案は、現在開会中の第204回通常国会に提出され、2022年4月からの施行を目指しています。海洋プラスチックごみ問題・気候変動問題・諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっています。そこで政府は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般で、あらゆる主体における包括的なプラスチック資源循環の取り組み「3R+ Renewable」を促進する措置を講じるべく、同法律案の閣議決定に至りました。同法律案の概要は以下の通りとなっております。

① プラスチック使用製品設計指針

製造事業者などが務めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを主務大臣が認定する仕組みを設けます。国は製品を率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、認定製品の調達や使用を促進します（弊社は5月にグリーン購入法適合のゴミ袋を新発売します）。

② 特定プラスチック使用製品の使用合理化

特定プラスチック使用製品（商品販売やサービスに付随して消費者に無償提供されるプラスチック使用製品）の提供事業者が、プラスチック使用製品廃棄物排出の抑制のために取り組むべき措置に関する判断の基準を策定し、使用の合理化を求める措置を講じます。例えばプラスチック製のスプーンやストローなどの削減を求めたり、代替素材に切り替えたりすることを提供事業者に求めます。これらの製品の有料化も検討していくとされています。なお、勧告・公表・命令に従わない事業者には50万円以下の罰金が科されます。

③ 市町村の分別回収・再商品化

容器包装リサイクル法の仕組みを活用したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化などにより、市町村および再商品化事業者が効率的に再商品化する仕組みを導入していきます。これにより、ペットボトルや食品トレイ以外の文房具や玩具などのプラ製品の分別回収も促します。

④ 製造・販売事業者などによる自主回収および再資源化

自ら製造・販売したプラスチック使用製品が使用済みとなったものについて、製造事業者などの自主回収・再資源化事業計画を国が認定することで、廃棄物処理法の規定による許可を受けずに再資源化できる仕組みを構築します。

⑤ 排出事業者の排出抑制および再資源化など

排出事業者が排出の抑制や再資源化などの促進のために取り組むべき判断基準を策定するとともに、排出事業者などの再資源化事業計画を国が認定することで、廃棄物処理法の規定による許可を受けずに再資源化できる仕組みを構築します。